

令和6年3月12日
山梨県環境・エネルギー部
自然共生推進課
課長 保坂 一郎
電話 055-223-1520 (内線 6500)

報道関係者各位

山梨県内におけるセアカゴケグモの確認について

1 発見状況

令和6年3月11日と12日の両日、笛吹市境川町内の法人から峡東林務環境事務所へ、セアカゴケグモに似たクモが愛知県から輸送された小型コンテナ内に11日に1匹、12日に同じく愛知県内から来たトラックの荷台に1匹いるとの通報がありました。なお、両日ともこれらのクモに咬まれた者はいないとのことでした。

11日は午後3時頃に、12日は、午前10時頃に通報を受けて、当該法人の担当者が殺虫剤で殺して保管してあった当該クモを笛吹市役所、峡東保健福祉事務所及び峡東林務環境事務所が回収したところ、セアカゴケグモの疑いが強かったため、11日は午後5時頃に、12日は午後1時頃に峡東林務環境事務所が山梨県衛生環境研究所に搬入して鑑別依頼を行いました。その結果、同研究所からいずれもセアカゴケグモであると同定された旨の回答がありました。

県内でのセアカゴケグモの確認は4例目となります。

(1例目 H26.11 甲州市勝沼町 2例目 H27.8 富士吉田市 3例目 R5.4 山梨市)

2 対応

11日は午後4時頃から、12日は午前11時頃から笛吹市役所、峡東保健福祉事務所及び峡東林務環境事務所の3者で現地確認を行いました。発見場所及びその周辺を調査したところ、セアカゴケグモの特徴を有するクモは発見されませんでした。

3 発見した場合は

セアカゴケグモは、攻撃性はなく、おとなしいとの報告がありますが、毒があり咬むことがありますので素手では触らないようお願いします。

駆除をする場合は、咬傷事故を防ぐため、必ず「厚手」の軍手等の手袋や靴下を着用するようお願いします(ビニール手袋では防止できない場合があります)。成虫の駆除には家庭用殺虫剤が有効です。成虫や卵を踏み付けることでも駆除できます。

なお、セアカゴケグモを発見した場合には、発見した場所の市町村に連絡してください。

○11日に今回発見された個体（左：背面、下：腹面）



○12日に今回発見された個体（左：背面、下：腹面）



【参考】

○ セアカゴケグモの形態

セアカゴケグモの成熟した雌の体長は、約0.7～1.0cmで毒を持っています。雄は、雌の半分以下の大きさで毒を持っていません。雌は、全体的に光沢のある黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦条があります。

○ セアカゴケグモの被害

セアカゴケグモは、攻撃性はありませんが、触ると咬まれることがあります。日本では主に6～10月にセアカゴケグモの咬傷例が報告されており、ほとんどが軽症ですが、重症化することもあります。

○ セアカゴケグモの生息場所

日当たりの良い暖かい場所で、地面や人工物の窪みや穴、裏側、隙間などに巣を作ります。

例えば、古タイヤの中、プランターの底、建物の壁の隅、自動販売機の下、ドアの段差、ベンチの裏又は外に置いてある履物の中などです。

○ セアカゴケグモの被害を防ぐために

- ・ 巣の材料となる落ち葉等は、こまめに清掃してください。
- ・ 草取り等庭を手入れする場合は、厚手の軍手などを着用してください。
- ・ 庭やベランダに放置しているサンダル等を履く前は、セアカゴケグモがいないかどうか確認してください。
- ・ 靴下を履くなど、素足での作業は控えてください。
- ・ 屋外に干した洗濯物等を取り込む際は、セアカゴケグモが付着していないか確認してください。

○ セアカゴケグモに咬まれた時の症状

局所の疼痛、熱感、痒感、紅斑、硬結をきたし、区域リンパ節が腫張します。通常は、数時間から数日で症状が軽減しますが、時に脱力、頭痛、筋肉痛、不眠などの全身症状が数週間継続することがあります。

○ セアカゴケグモに咬まれた時の処置

もし咬まれてしまった、又はその疑いがある場合は、まずは咬まれた傷口をお湯又は水で洗い流します。その後は、痛みを緩和させるため患部を冷やして速やかに医療機関に御相談ください。重症化した場合は、抗毒素血清による治療が必要です。

咬んだクモの種類がわかるように、できれば殺したクモを病院へ御持参ください（次の「発見した場合は」を参照してください。）。

○ 市町村等への通報及び採取した個体の持ち込み

下記の連絡先へ連絡していただき、連絡先の指示に従い、採取した死骸を持ち込んでください。

ただし、セアカゴケグモかどうか判明するまでには、最終的に専門機関の同定を待たなければならないため、日数を要しますので、御留意ください。

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く。）

- ・ 発見した場所の市町村
- ・ 発見場所の市町村を管轄する各林務環境事務所

相談窓口	所在地	電話番号	管轄区域
自然共生推進課 自然保護担当	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1520	県下全域
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3087	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、北杜市、韮崎市、南アルプス市
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2720	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	西八代郡市川三郷町高田 111-1	055-240-4140	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	都留市田原 2-13-43	0554-45-7810	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、富士河口湖町、西桂町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

○ 夜間に発見した場合

市町村等が受付時間外となる夜間については、上記の「3 発見した場合は」の対応をしていただき、受付時間になりましたら、通報をお願いします。